

令和6年9月に死亡災害が2件発生



事例1 ローラーへの接触

【災害発生状況】

道路舗装補修工事において、締固め用機械のローラーを使用し、路面を転圧していたところ、何らかの理由でローラーの走行（後進）範囲に立ち入った被災者が、当該ローラーに轢かれたもの。

【想定原因】

- 作業計画に基づく作業が行われていなかったこと。
- ローラーの走行範囲への立ち入りがあったこと。
- ローラーの運転手が、後方確認を十分に行わなかったこと。

【対策】

- 作業計画に記載した作業方法、運行経路を全作業員が共有し、作業に就くこと。
- ローラーの走行範囲を関係労働者に周知し、ローラー作業時に立ち入らないこと。
- ローラーの運転手は、特に後進前に、確実に走行方向を確認すること。

【関係法令】※安衛則＝労働安全衛生規則

- 安衛則第155条（作業計画） 書面で作成し、関係労働者に周知
- 安衛則第158条（接触の防止） 走行範囲、車両系建設機械のアーム、ブーム等の可動範囲内含む

事例2 コンベヤーへの巻き込まれ

【災害発生状況】

再生砕石プラントにおいて、コンクリートガラを既定のサイズに破砕する作業中、被災者が破砕設備に設けられたベルトコンベヤーのロール部と地面の間に挟まれた状態で発見されたもの。

【想定原因】

- 停止させていないベルトコンベヤー下部に近づき、作業を行ったこと。
- ベルトコンベヤー下部に身体が入り込む隙間があったこと。

【対策】

- 点検や掃除等の作業はベルトコンベヤーを停止させてから行うこと。
- 回転部等の身体の一部がはさまれ、あるいは巻き込まれるおそれのある箇所に覆い等を設けること。

【関係法令】

- 安衛則第107条（掃除等※の場合の運転停止等） ※給油、検査、修理、調整含む
- 安衛則第151条の78（非常停止装置の設置） ロープ式装置、非常停止スイッチ等



安全対策のポイント

ローラー編

☆作業計画☆

車両系建設機械であるローラーを用いて作業する際は、ローラーの転落や地山の崩壊等のリスクを検討した上で、作業計画を作成しなければなりません。

作業計画に示す事項は、車両系建設機械の①種類及び能力、②運行経路、③作業の方法です。

法定様式はありませんが、作業計画には、上記①～③を必ず含めてください。

☆接触の防止☆

・ヘルメットセンサー

赤外線を発するセンサーを周辺作業員のヘルメットに、センサーを感知する機器をローラー背面に取り付け、一定距離への立ち入りがあった場合に、作業員及びローラー運転手に警報音で知らせるもの。



・後進用のAI（エーアイ）カメラ

一定距離に入った人を検知することで、ローラーが減速、停止する。

【COLUMN】

車両系建設機械の1種であるドラグ・ショベル（通称バックホー）をクレーンモードに切り替えた場合、移動式クレーンとしての安全対策が必要になります。

クレーン玉掛け作業における飛来落下防止対策としては、「**3・3・3運動**（地面から**30**cmで停止、**3**秒間安定確認、吊り荷から**3**m離れて巻上げ。）」があります。

3・3・3運動実施中!!



平成28年度あんぜんプロジェクト

コンベヤー編

☆掃除等の場合の運転停止等☆

・掃除には調整作業が含まれますが、調整とは、
原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去
機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業
が含まれます。

・機械等の運転停止の後には、起動装置に錠をかける、起動装置に表示板を取り付ける等して、掃除等の作業に従事する労働者以外が当該機械を運転しないようにしてください。



☆非常停止装置☆

・労働者が巻き込まれる等の災害が発生したときに、直ちにコンベヤーを停止させなければならないため、容易に操作できる位置に取り付ける必要があります。

・労働者が巻き込まれないように、コンベヤーの全周をプラスチック等で覆う、コンベヤーの外側に柵を作り、通常労働者が入らないようにする等した場合は、必ずしも非常停止装置は必要ではありません。

